

# 建築物の耐震診断補助制度(令和6年度版)

木造住宅以外の建物や、事務所・店舗・マンション・集会所などについても、耐震診断費用の一部を補助します。(面積による上限額があります。)

## 戸建て住宅

木造3階建て、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の戸建て住宅

**8万8千円** 補助(上限) 補助率2／3

詳細は裏面を参照

## 指示対象建築物

**300万円** 補助(上限) 補助率2／3

上記以外の建築物（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物は除く）

## その他の建築物

**150万円** 補助(上限) 補助率2／3

募集期間 令和6年4月15日～令和6年5月31日

(予算額を超えた場合先着順となります。募集期間内に予算額に達しない場合、予算額に達するまで募集を継続します。)

**※要安全確認計画記載建築物につきましては、別途補助制度があります。**

## 申込みできる方

■以下の条件に全てあてはまる方です。

当該建築物の所有者／市税すべてを完納されている方／暴力団関係者でない方

■対象となる建物は、以下の条件を全て満たすものです。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ② 岡山市内に存するもの
- ③ 年度内に補助事業が完了するもの

## 申込み方法

申請書類を岡山市建築指導課へ提出してください。

なお、申請書類はホームページからも入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000006034.html>



## お問合せ先

岡山市都市整備局住宅・建築部 建築指導課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL 086-803-1445



用 途		所管行政庁の指導・助言対象建築物の要件	指示対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1500 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 3000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1000 m <sup>2</sup> 以上	—	—
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 2000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
病院、診療所			階数 3 以上かつ 2000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5000 m <sup>2</sup> 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場		階数 3 以上かつ 1000 m <sup>2</sup> 以上	—	—
百貨店、マーケット				
その他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			—	—
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5000 m <sup>2</sup> 以上
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール			階数 3 以上かつ 2000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5000 m <sup>2</sup> 以上
その他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行				
その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		階数 3 以上かつ 1000 m <sup>2</sup> 以上	—	—
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数 3 以上かつ 2000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5000 m <sup>2</sup> 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	左記の内、500 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5000 m <sup>2</sup> 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であつて、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であつて、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物